

案件：電力インフラ整備のための電気需給契約の申込みについて

基本的な考え方	説明
① 経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大枠合意の通り、当該事業は会場関係の「仮設等のインフラの整備」であり、経費については、都及び都外自治体所有施設は都負担、民間及び国所有施設は組織委員会負担、パラ経費については、組織委員会、都、国で、2:1:1で分担。 ・ V2全体経費でも同様の考え方で計上されている。
② 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大枠の合意において、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。
③ 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催都市契約大会運営要件に基づく大会時の電源確保に必要な項目について経費を積算しており、必要性について妥当と考える。 ・ IOCと交渉し元々の電力インフラ二重化要件に対して、商用電源の活用や既存インフラの品質評価、仮設発電機の設置など地域の実情に合った最も効率的な供給方法を採用しており、効率性について妥当と考える。 ・ 工事負担金は電気事業法により地域毎に定められた一般送配電事業者が「託送供給等約款（経産大臣認可）」に基づき算出される金額である。今後、金額については、設計・工事後に規模が精査され、その金額を確定額として2019年度支払予定。納得性について妥当と考える。
④ その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大枠の合意で公費負担とされた電力インフラの増強に係る業務経費であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。